

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:LUS-150 Light Magenta
品番	:LUS15-LM-BA
Ink Ver.	:1
会社名	:株式会社ミマキエンジニアリング
住所	:長野県東御市滋野乙2182-3
担当部門	:技術本部
メールアドレス	:ink@mimaki.com
電話番号	:0268-64-2413
FAX番号	:0268-64-5580
緊急時の電話番号	:0268-64-2281
	:公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番
	*一般市民専用電話
	(大阪)072-727-2499 365日 24時間対応
	(つくば)029-852-9999 365日 24時間対応
(事故に伴い急性中毒のおそれがある場合)	*医療機関専用有料電話
	(大阪)072-726-9923 365日 24時間対応
	(つくば)029-851-9999 365日 24時間対応
	尚、弊社製品に関する問い合わせにつきましては、医療機関専用有料電話の利用料は弊社が負担いたします。
推奨用途	:UV硬化型インク
使用上の制限	:インクジェットプリンター用

2. 危険有害性の要約

〔GHS分類〕

物理化学的危険性	
引火性液体	:区分に該当しない
健康に対する有害性	
皮膚腐食性/刺激性	:区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	:区分2A
皮膚感作性	:区分1
発がん性	:区分2
生殖毒性	:区分2
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)	:区分3
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)	:区分1(肝臓、呼吸器系)
環境に対する有害性	
水生環境有害性 短期(急性)	:区分2
水生環境有害性 長期(慢性)	:区分2

上記で記載が無いものは、区分に該当しない、分類できない、分類対象外

〔GHSラベル要素〕

絵表示



注意喚起語
危険

危険有害性情報

- H315 皮膚刺激
- H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H319 強い眼刺激
- H335 呼吸器への刺激のおそれ
- H351 発がんのおそれの疑い
- H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
- H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(肝臓、呼吸器系)
- H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書

[安全対策]

- P201 使用前に安全データシート(SDS)及びプリンター取扱説明書を入手すること。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- P264 取扱後は手と眼をよく洗うこと。
- P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- P271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

[応急措置]

- P302+P352 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹼で洗うこと。
- P304+P340 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。
- P312 気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- P333+P313 皮膚刺激または発疹が生じた場合:医師の診断/手当てを受けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当てを受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- P391 漏出物を回収すること。

[保管]

- P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- P405 施錠して保管すること。

[廃棄]

- P501 内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄すること。

[その他の危険有害性]

- ・高温になると引火、燃焼する恐れがある。

3. 組成、成分情報

単一物質・混合物の区分 : 混合物
成分及び含有量

成分名	含有量 [%]	官報整理 番号	CAS No.	備考
モノマー	70-90	営業秘密	営業秘密	
開始剤	5-10	営業秘密	営業秘密	
ジフェニル-2, 4, 6-トリ メチルベンゾイルホスフィ ン=オキシド	1-5	化審法 3-4078 安衛法 4-(3)-48	75980-60-8	
トリメチロールプロパントリ アクリラート	1-5	化審法:2-958 安衛法:404-2	15625-89-5	
添加剤	1-5	営業秘密	営業秘密	
顔料	<1	営業秘密	営業秘密	
2,6-t-ブチル-p-クレゾー ル	0.1-1	化審法:3-540, 9-1805 安衛法:262	128-37-0	

含有化学物質に関する該当法規制情報については15項を参照のこと。

4. 応急措置

吸入した場合

- ・気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・症状が改善しない場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- ・汚染された衣類を取り除くこと。

目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

- ・誤って飲み込んだ場合には口をすすぎ、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護

- ・適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。
- ・換気を行う。

5. 火災時の措置

消火剤

- ・炭酸ガス、泡消火器、粉末消火器

使ってはならない消火剤

- ・棒状水

特有の消火方法、消火を行う者の保護

- ・適切な保護具(耐熱性着衣等)を着用する。
- ・安全に対処できるのであれば、可燃性のものを周囲から取り除く。
- ・指定の消火剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・屋内では換気をしっかり行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

環境に対する注意事項

- ・河川への排出等により、環境への影響を起さないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置すること。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入ったりしないよう保護具を着用する。
- ・取扱い後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・過去に、アレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。

保管

- ・日光の直射を避ける
- ・5～30℃の範囲で保管する。
- ・通風の良いところに保管する。
- ・盗難防止のために施錠保管する。
- ・子供の手の届かないところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

〔管理濃度、許容濃度〕

成分名	厚生労働大臣が定める 濃度の基準値(8時間)	厚生労働大臣が定める 濃度の基準値(短時間)
2,6- <i>t</i> -ブチル- <i>p</i> -クレ ゾール	10mg/m ³	—

〔設備対策〕

- ・排気装置に付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・屋内作業の場合、作業者が直接暴露されない設備とするか、全体換気装置または、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備にすること。

〔保護具〕

呼吸器の保護具

- ・作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。
- ・検定済み有機溶剤用吸収缶付き半面又は全面防毒マスクを着用すること。
- ・多量に使用する場合や密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。

手の保護具

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

目の保護具

- ・取り扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護

- ・取り扱い場合には、皮膚及び身体を直接曝露されないような衣類を着けること。また、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 物理的及び化学的性質

性状(状態、色)	: 赤色液体
臭い	: 薬品臭
粘度	: データなし
pH	: 該当しない
融点・凝固点	: データなし
沸点(初留点及び沸騰範囲)	: 111℃
引火点	: 該当しない
燃焼又は爆発範囲の上限下限	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
比重(密度)	: 1.08g/cm ³
溶解度	: 対水-難溶
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: データなし(自己発火しない)
分解温度	: データなし
臭いの閾値	: データなし
蒸発速度	: データなし

燃焼性 :データなし
その他 :データなし

10. 安定性及び反応性

安定性

・通常の条件では安定

避けるべき条件

・凍結、直射日光、熱、スパーク、炎

混触危険物質

・なし

危険有害な分解生成物

・一酸化炭素、炭酸ガス、窒素酸化物(NO_x)、リン酸化物

その他の危険性情報

・情報なし

11. 有害性情報

〔急性毒性〕

成分名	経口 (rat)	経皮 (rabbit)	吸入 (rat)
製品として	区分に該当しない	区分に該当しない	区分に該当しない
トリメチロールプロパ ントリアクリレート	LD50 3,680 mg/kg (rat)	LD50 5,170 mg/kg (Rabbit)	-

〔皮膚腐食性/刺激性〕

製品として区分2

〔眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性〕

製品として区分2

〔皮膚感作性〕

製品として区分1

〔生殖細胞変異原性〕

情報なし

〔発がん性〕

製品として区分2

成分名	IARC	日本産業衛生学会
トリメチロールプロパ ントリアクリレート	2B	2B

〔生殖毒性〕

製品として区分2

〔特定標的臓器/全身毒性-単回ばく露〕

製品として区分3

〔特定標的臓器/全身毒性-反復ばく露〕

製品として区分1(肝臓、呼吸器系)

〔誤えん有害性〕

情報なし

〔その他の有害性情報〕

情報なし

12. 環境影響情報

一般注意事項

- ・漏洩、廃棄等の際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。
特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

生態毒性

〔水生環境有害性 短期(急性)〕

製品として区分2

〔水生環境有害性 長期(慢性)〕

製品として区分2

残留性・分解性

- ・情報なし

生態蓄積性

- ・情報なし

土壌中の移動性

- ・情報なし

13. 廃棄上の注意

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
- ・異種の塗料廃棄物を混合して処理する場合は、各種法規制に従って混合処理の可否を判断すること。

廃棄時に該当する法規

廃棄物処理法 : 産業廃棄物(廃油)

水質汚濁防止法 : 生活環境項目

下水道法 : 下水の排除の制限

14. 輸送上の注意

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国連番号 (UN No.)	:3082
国連輸送名 (Proper Shipping Name)	:環境有害物質(液体)
クラス (Class)	:クラス9(その他の有害物)
容器等級 (Packing Group)	:III
海洋汚染物質 (Marine Pollutant)	:該当する

〔国内規制〕

陸上規制情報	: 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。 必要であれば、荷造り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付する。
海上規制情報	: 船舶安全法に定めるところに従うこと。
航空規制情報	: 航空法の定めるところに従うこと。
〔国際規制〕	
海上規制情報	: IMO/IMDG の規定に従うこと。
航空規制情報	: ICAO/IATA の規定に従うこと。

〔補足説明〕

※5Lまたは5kg以下の製品は以下の特別規定が適用可能である。

- 1) ICAO/IATA (A197)
- 2) IMDG (2.10.2.7)
- 3) ADR (SP 375)

※イエローカードは該当製品が消防法の危険物に該当し、輸送量が1tまたは1m³以上となる場合に交付対象となる。

15. 適用法令

消防法	: 危険物 第四類 第三石油類(非水溶性)
毒物および劇物取締法	: 該当しない
労働安全衛生法	
名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物	: 2,6- <i>t</i> -ブチル- <i>p</i> -クレゾール(CAS No. 128-37-0) トリメチロールプロパントリアクリレート(CAS No. 15625-89-5)
がん原性物質	: 該当しない
特定化学物質等障害予防規則	: 該当しない
有機溶剤中毒予防規則	: 該当しない
皮膚障害化学物質	: 皮膚刺激性有害物質・・・トリメチロールプロパントリアクリレート(CAS No. 15625-89-5) (令和7年4月1日施行)
化学物質排出把握管理促進法	: 該当しない
海洋汚染防止法	: 個品輸送の有害物質

16. その他の情報

参考文献

国際化学物質安全性カード(ICSC) 日本語版
GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック 混合物用(塗料用)

本データシートは、作成時または改定時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂致します。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた使用以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。